



福岡医発第 3043 号 (地)

令和 6 年 3 月 4 日

各 医 師 会 長     殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

時下    ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

医療扶助のオンライン資格確認につきましては、令和 5 年 11 月 29 日福岡医発第 2172 号 (地) 等にてご連絡申し上げているところです。

今般、令和 6 年 3 月 1 日から医療扶助におけるオンライン資格確認が開始されることに伴い、医療機関等から福祉事務所等に対して請求される診療報酬及び調剤報酬 (以下、「レセプト請求」) の運用における留意事項等について厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、医療扶助におけるオンライン資格確認の助成金につきましては、令和 6 年 1 月 15 日付け福岡医発第 2576 号 (地) にて「令和 6 年 3 月 1 日までに導入完了し、同日 (令和 6 年 3 月 1 日) までに申請」することに期限が延長された旨、ご連絡申し上げておりますが、令和 6 年度以降も支援が継続されるよう、日本医師会より厚生労働省に対して重ねて要請されており、日本医師会より詳細がまいる次第、改めてお知らせいたします。

※参考※ (令和 6 年 1 月 15 日付け福岡医発第 2576 号 (地) にてご連絡済)

【医療機関等向け総合ポータルサイト】

※最新の情報や詳細はポータルサイトよりご確認ください。

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs\\_csm\\_top](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top)



【照会先】

厚生労働省    社会・援護局    保護課    保護事業室    医療係

TEL : 03-5253-1111 (内線 2829)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事    肥山淳一郎

会長    島田昇二郎

**【医療扶助のオンライン資格確認等に係る助成金について】** 令和6年1月5日時点

対象項目：医療扶助におけるオンライン資格確認を実施するにあたり必要な  
レセプトコンピューターの改修費用

導入期限：令和6年3月1日

申請期限：令和5年11月13日～令和6年3月1日

交付額（補助率及び限度額）：

|      | 病院                                         | 診療所                                      |
|------|--------------------------------------------|------------------------------------------|
| 補助内容 | 28.3万円を上限に補助<br>事業額の56.6万円を上限に<br>その1/2を補助 | 5.4万円を上限に補助<br>事業額の7.3万円を上限に<br>その3/4を補助 |

日医発第 2106 号(情シ)(保険)  
令和 6 年 2 月 28 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 長島 公之  
(公印省略)

### 医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 11 月 21 日付 日医発第 1465 号(情シ)(保険)「医療扶助のオンライン資格確認に関するお知らせ」にて、医療扶助のオンライン資格確認等についてお知らせしましたが、令和 6 年 3 月 1 日から医療扶助におけるオンライン資格確認が開始されることに伴い、医療機関等から福祉事務所等に対して請求される診療報酬及び調剤報酬（以下「レセプト請求」という。）の運用における留意事項等の周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

なお、医療扶助におけるオンライン資格確認の助成金につきましては、令和 6 年度以降も支援が継続されるよう、日本医師会として厚生労働省に重ねて要請しており、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

#### 【「医療機関等向け総合ポータルサイト」 URL】

[https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=oqs\\_csm\\_top](https://iryohoken.jyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top)

※最新の情報や詳細は上記 URL からご確認ください。

#### 【照会先】

厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室 医療係  
TEL : 03-5253-1111 内線 2829

#### 【別添資料】

- ・【事務連絡】医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

事 務 連 絡  
令和 6 年 2 月 26 日

|                       |   |    |
|-----------------------|---|----|
| 公益社団法人日本医師会           | } | 御中 |
| 公益社団法人日本歯科医師会         |   |    |
| 公益社団法人日本薬剤師会          |   |    |
| 一般社団法人日本病院会           |   |    |
| 公益社団法人全日本病院協会         |   |    |
| 公益社団法人日本精神科病院協会       |   |    |
| 一般社団法人日本医療法人協会        |   |    |
| 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会 |   |    |
| 一般社団法人日本保険薬局協会        |   |    |

厚生労働省社会・援護局保護課

#### 医療扶助におけるオンライン資格確認の運用開始について

日頃より、貴会におかれましては、生活保護法（昭和25 年法律第144 号）による医療扶助の実施について、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年11月29日に公布された、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第339号。）により、医療扶助におけるオンライン資格確認が本年3月1日から開始されます。

これにより、被保護者が委託先医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）で資格確認を行う際には、急迫その他やむを得ない事由を除き、原則としてマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うこととなります。

つきましては、運用開始に伴い、医療機関等から福祉事務所等に対して請求される診療報酬及び調剤報酬（以下「レセプト請求」という。）の運用における留意事項等を下記のとおりお示ししますので、ご協力頂きますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1. レセプト請求の運用における留意事項

医療扶助におけるオンライン資格確認等システムの運用開始以降は、当該システムを導入する医療機関等（以下「導入医療機関等」という。）は、当該システム上の情報※が原則正しいと判断し、レセプト請求を行ってください。

※ 未委託の医療機関等については、レセプト請求に必要な情報（受給者番号）が表示されない仕様であるため福祉事務所に照会いただく必要があります。

また、福祉事務所において医療保険者等向け中間サーバーに資格情報等の登録を行っていない場合、「該当資格 なし」と表示されるため福祉事務所に照会いただく必要があります。

### 2. 薬剤情報等の閲覧開始について

運用開始に伴い、医療保険と同様に被保護者が持参したマイナンバーカードで受付時に閲覧の同意をしている場合、医療機関等は薬剤情報、診療情報、処方・調剤情報及び健診情報※の閲覧が可能となります。

※ 処方・調剤情報は、本年4月以降、電子処方箋管理サービスを利用する病院・診療所のみ閲覧できます。

※ 健診情報は、令和6年4月以降に受診した健診情報が閲覧可能となります。

### 3. 医療扶助のオンライン資格確認等導入に伴う業務の流れ及び留意事項について

導入医療機関等の受付担当者や医師等（医師・歯科医師をいう。）及び薬剤師向けに、業務の流れや留意事項等を整理している「病院・診療所向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル」及び「薬局向けオンライン資格確認等システム運用マニュアル」が医療機関等向け総合ポータルサイト（「手順書・マニュアル」の一覧）に掲載されておりますので、ご確認の上、適宜ご対応をお願いします。

### 4. 医療扶助のオンライン資格確認等導入後のオンライン資格確認等システムの設定変更について

医療扶助のオンライン資格確認等導入に係るシステム改修が完了した医療機関等につきましては、オンライン資格確認等システムの「環境設定情報更新」画面で医療扶助関連項目の「医療扶助情報：利用する」を選択いただくことで医療扶助のオンライン資格確認をご利用いただけます。対応手順は、「オンライン資格確

認等システム操作マニュアル（管理者編）」に掲載されておりますので、ご確認の上、ご対応をお願いします。

当該対応を実施することで、厚生労働省が原則月次で更新する医療扶助のオンライン資格確認導入医療機関等のリストに反映されます。

**【照会先】**

厚生労働省社会・援護局 保護課  
保護事業室 医療係  
TEL：03-5253-1111（内線 2829）